第２　勧告

１　勧告

職員の給与の決定条件に関する調査の結果は以上のとおりであり、職員給与と民間給与との較差、物価・生計費及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案すると、下記により職員の給与を改定する必要があると認められるので、所要の措置をとられるよう勧告する。

記

(1)　改定の内容

ア　給料表

(ア)　職員の給与に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第１のとおり改定すること。

(イ)　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第２のとおり改定すること。

(ウ)　一般職の任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第３のとおり改定すること。

イ　期末手当及び勤勉手当

1. 平成30年６月期以降の支給割合

ａ 　特定管理職員、指定職給料表適用職員、任期付研究員及び特定任期付職員以外の職員

６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.45月分）とすること。

ｂ　特定管理職員

６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.125月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.55月分）とすること。

ｃ　指定職給料表適用職員

６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.975月分

（再任用職員にあっては、従前のとおり）とすること。

ｄ　任期付研究員及び特定任期付職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

(イ)　平成31年６月期以降の支給割合

ａ 　特定管理職員、指定職給料表適用職員、任期付研究員及び特定任期付職員以外の職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.725月分）とすること。

ｂ　特定管理職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.625月分）とすること。

ｃ　指定職給料表適用職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.７月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.375月分）とすること。

(2)　改定の実施時期

　　　　この改定は、平成30年４月１日から実施すること。ただし、(1)のアについては、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、(1)のイの(イ)については、平成31年４月１日から実施すること。

(3)　所要の調整

本年４月から(1)のアの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消するため、所要の調整を行うこと。